３　農村活性化推進室に、室長を置く。

４～７　（略）

（中山間地域・日本型直接支払室）

**第五十六条**　地域振興課に、中山間地域・日本型直接支払室を置く。

２・３　（略）

（削る。）

（統括植物検疫官）

**第百条**　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官三人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官三人を置く。

２　（略）

（盛土対策専門官、土地利用指導官、中山間地域振興調整官及び農村復興指導官）

**第二百十三条**　（略）

２　（略）

３　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村計画課にそれぞれ中山間地域振興調整官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。

４　（略）

５　中山間地域振興調整官は、地方農政局の管轄区域内における中山間地域等の振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

６　（略）

（集落排水資源循環専門官）

**第二百二十条**　中国四国農政局の農村振興部地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。

２　集落排水資源循環専門官は、地方農政局の管轄区域内における農業集落排水施設から生じた汚泥の肥料としての利用に関する情報の収集、整理及び分析、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

**第二百三十二条**　統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

２・３　（略）

４　地域統計分析官は、地方農政局の管轄区域内における統計の分析に係る統計の収集、整理及び分析並びに統計の分析に関する技術の指導に関する事務（統計分析官の所掌に属するものを除く。）を行う。

**第二百五十一条から第二百六十四条まで**　削除

３　農村政策推進室に、室長を置く。

４～７　（略）

（中山間地域・日本型直接支払室及び企画官）

**第五十六条**　地域振興課に、中山間地域・日本型直接支払室及び企画官一人を置く。

２・３　（略）

４　企画官は、地域振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（統括植物検疫官）

**第百条**　横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官三人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官二人を置く。

２　（略）

（盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

**第二百十三条**　（略）

２　（略）

３　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。

４　（略）

（新設）

５　（略）

（地域資源循環専門官）

**第二百二十条**　中国四国農政局の農村振興部地域整備課に、地域資源循環専門官一人を置く。

２　地域資源循環専門官は、地方農政局の管轄区域内における農業集落排水施設の整備を行う事業に関する専門技術上の事項及び農山漁村の総合的な振興計画に従って行われる事業の実施に係る資源の有効な利用の確保に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計指導官及び統計分析官）

**第二百三十二条**　統計企画課に、統計指導官及び統計分析官それぞれ二人を置く。

２・３　（略）

（新設）

**第二百五十一条から第二百六十二条まで**　削除